

重 要
— 必ずお読み下さい —

新入生・保護者の皆様へ

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部

公益財団法人日本国際教育支援協会

「学研災付帯学生生活総合保険」について(ご案内)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。この度、お子様の大学の合格を心よりお祝い申し上げます。

さて、本学では、大学の正課中、学校行事中、課外活動中（大学に届けたものに限る）及び学校施設内における休憩中に発生したケガに備え、(公財)日本国際教育支援協会の『学生教育研究災害傷害保険』（略称「学研災」）に、全学生が加入をしております。ただ、この制度は学校施設外での活動、日常の学生生活全体をカバーするものではありません。

一方、学生の活動範囲は学内のみならず、学外への広がり多様化を呈しております。そこで本学では、学生生活全般に対応できる補償制度として、『学研災付帯学生生活総合保険』（略称「付帯学総」）を強くご推奨しております。

「付帯学総」は「学研災」では補償されない学内外におけるケガや病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分）を補償する他、加害事故時の賠償責任補償（アルバイト中・部活動中を含む）等、学生生活を24時間総合的に補償する内容*となっております。さらに、学生の皆様が賠償事故を起こした場合でも、保険会社が示談交渉を行うことができる「示談交渉サービス」が付帯されております。また、30%の団体割引を適用しており加入いただきやすくなっております。加えて、昨今話題となっている病院へ出向かずにTELにて24時間の緊急医療相談が受けられるなどの無料サービス、メディカルアシストのご提供もしております。

本学におきましても、インフルエンザの流行、学生の疾病入通院、部活動中の不慮の事故等が発生しております。より安心して学生生活をお送り頂くためにも、趣旨をご理解賜り、別冊の「学研災付帯学生生活総合保険パンフレット」を熟読の上、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

*正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故における死亡・後遺障害については本保険の補償対象でなく、学研災の補償対象となります。

敬 具

2024年6月作成 24TC-001291

父母等の皆様は必ずご確認ください。

びわこ学院大学からの重要なお知らせです。

びわこ学院大学 学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)

学生生活(学内外)を安心して過ごすために

大きく生活が変わるその時に このような“学生”にご加入をおすすめします。

学研災^{*}にご加入される方だけが加入できる学生保険です。 ※学生教育研究災害傷害保険
(本学は学研災に全員加入しています。)

部活・
サークルを
はじめる



自転車通学を
はじめる

自転車条例にも対応!



一人暮らしを
はじめる



アルバイト・
インターンシップを
はじめる



風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償!

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心!

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

申込締切: 2025年3月31日(月)

※4月1日を補償開始日とする場合、必ず締切日までにお振込みください。

- 2025年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は、振込日翌日からの補償開始となります。
- 2025年4月30日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。(Webサイトで保険料をご確認できない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。)

- Web加入で毎月25日以降お手続きをされる場合、最短の補償開始日は翌月1日となりますのでご注意ください。
- 退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約28円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

申込はWEBで

簡単3分

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0903500>



公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ!
ご加入のお手続き方法は裏表紙へ!



学生に
保険は必要？

学生生活には 付帯学総が学生の“万が一”

こんなリスクが！ を手厚くサポートいたします。

部活・サークル活動をはじめて…

【事件事例】

運動部の練習中、足元がすべって
しまい、ひざをケガしてしまった。
14日間の通院をして、
治療費に**99,850円**
かかってしまった。



学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円**の補償がされた

付帯学総に加入していれば
治療費として**99,850円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

自転車通学をはじめて…

【事件事例】

授業の帰りに自転車で
アルバイト先に向かっていたら
曲がり角で歩行者に
ぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば
賠償金として**440万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「1 個人賠償責任」で補償されます

一人暮らしをはじめて…

【事件事例】

初めての一人暮らし、
洗濯機を回したまま外出した際に
排水ホースが外れて床全面に
水漏れしてしまった。
修理費用として
30万円かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば
修理費用として**30万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「7 借家人賠償責任」で補償されます

アルバイト・インターンシップを
はじめて…

【事件事例】

アルバイト先の飲食店で、
油が入った鉄板から油が飛んできて
やけどを負ってしまった。
治療費用として**4万円**が
かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースは補償されない

付帯学総に加入していれば
治療費用として**4万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると約**28円**~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

WEBから
簡単にご加入



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0903500>



まずは詳しい補償項目をみてみよう！

付帯学総は、学生の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

3	4,380	4
3	消費税率等	4

学生が風邪をひいてしまったとき、たった1日の通院から補償

父母等の
90.5%
が安心!



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
... お支払い保険金 **3,860**円
治療費用（ケガ）：部活動中、右足親指を強打し負傷
... お支払い保険金 **12,220**円

無料付帯 メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたが困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい
医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの...
緊急医療相談



※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償

自転車条例にも対応



※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

父母等の
92.5%
が安心!



育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、学生のご卒業までの授業料を補償

父母等の
88.5%
が安心!



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

学生が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償

扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

(*1) 付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先: マクロミル)

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

学生の急な入院に駆け付けたいときも

※3日以上入院が補償対象となります。



借家人賠償責任

一人暮らしをする学生が、借家を傷つけてしまっても



生活用動産

一人暮らしを狙われ盗難被害にあっても

免責金額：1事故5,000円



死亡・後遺障害

学生に万が一があったときも

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



申込はこちら！

簡単
3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0903500>

さらに詳しい補償内容はP.5へ

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)+本人のみ補償特約(B)+受託品等不担保特約

自転車で走行中、歩行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(※1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。
ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(※1)

傷害補償基本特約

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

ケガ 国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用(入院・通院)^{(※1)(※2)(※3)} 通院1日目から補償

医療費用補償特約+待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償用)

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

自己負担額	4,380円
全額	消費税率等

ケガ・病気 国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。)

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(※2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日: 2025/4/15 のケース
60日を経過した日: 2025/6/13
60日を経過した日の属する月の末日: 2025/6/30
2025/4/15 ~ 2025/6/30の治療がお支払対象

(※3) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(※4) 自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。



4 救援者費用等

救援者費用等補償特約+救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約+疾病追加補償特約

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から住宅までの遺体輸送費用をお支払いします。



5 育英費用・傷害学資費用・疾病学資費用^(※1)

育英費用補償特約・学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害)

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害、病気による死亡)

お支払対象期間中^(※2)に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(※2) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



6 生活用動産

一人暮らし限定

住宅内生活用動産特約+住宅外等追加補償特約

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。



7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

借家人賠償責任補償特約+借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。



Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

《ご加入プランのご案内》

30% 割引

1年あたりに換算すると 約 9,723円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生		
保 険 金 額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 治療費用(入院・通院) ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
		治療費用(入院・通院) ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償	
	4 救済者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 育英費用 ^(※4)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 傷害学資費用 ^{(※4)(※5)}	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
疾病学資費用 ^{(※4)(※5)}		100万円	対象外		100万円	対象外	
6 生活用動産 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円	
7 借家人賠償責任 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	300万円	300万円	300万円	

付帯学総とは

補償内容

補償内容・プラン

保 険 料 (卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	2029年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	74,320円	43,540円	38,890円	80,310円	49,530円	44,880円	
2028年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	50,500円	32,610円	29,910円	55,090円	37,200円	34,500円		
2027年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	30,400円	22,180円	20,930円	33,610円	25,390円	24,140円		
2026年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	14,420円	12,280円	11,960円	16,260円	14,120円	13,800円		

- (※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
- (※5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次^(※7)までの期間です。
- (※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。
- (※7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

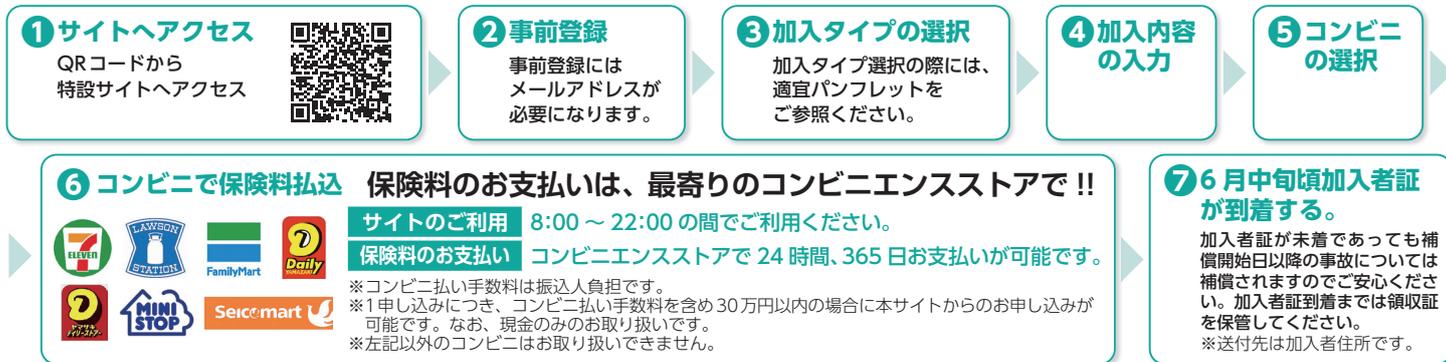
保険期間		卒業予定年次 ^(※7) に応じて
4年間	2029年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2029年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2028年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2027年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2026年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率【30%】が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなりご加入いただくことができません。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)

「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つるの製品製造作業員」(以上6職種)

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。

※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

※Web加入ができない場合、払込取扱票にて郵便局でお手続きいただけます。加入方法については払込取扱票裏面の加入方法をご確認ください。

★注意★ご加入できるプランは大学によって異なります。以下URL・QRコードに掲載の補償の概要は大学によってはご加入できない補償も含めてすべての補償が掲載されているため、加入プランによっては補償の対象外となる補償も掲載されております。必ずパンフレットをご確認いただいた上で補償の概要をご確認ください。

パンフレット・補償の概要・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。以下のURL・QRコードに掲載の重要事項説明書・補償の概要については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。払込取扱票、あるいはWeb加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書・補償の概要を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書・補償の概要を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。
URL <https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>



《返還保険料の取扱い》

- ・誤振込（申込時、変更時に誤った保険料にてお振込みいただいた場合）
保険料を誤振込され返還保険料が発生した場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。
- ・解約・契約内容変更
解約・契約内容変更時に返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

《控除証明書について》

治療費用実費補償のあるタイプにご加入の場合、治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲 この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途退退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	(株)総合滋賀	〒529-1443 滋賀県東近江市五個荘北町屋町 45-5 (TEL 0748-48-4400 FAX 0748-48-5500) 注) 学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（学生支援課）までお問い合わせください。
--------------------	---------	--

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 (取扱代理店)	(株)総合滋賀	0748-48-4400 (代理店電話番号) ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等させたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）[0120-720-110]へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。
-------------------	---------	--

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 滋賀中央支社	〒522-0074 滋賀県彦根市大東町3-1 近江鉄道彦根西ビル2F (TEL 0749-24-1811 FAX 050-3385-6113)
--------	----------------------------------	--

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学生支援課）までお問い合わせください。

2024年5月作成 24T-000189